

高知県営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号。第10条第1項において「条例」という。）第15条の規定に基づいて家賃の減免及び徴収猶予を行う場合の基準及び手続について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 前条に規定する家賃の減免は、次の各号のいずれかに該当し、家賃の支払が困難であると認められる者について行うことができる。

- (1) 入居世帯が当該住宅の家賃について生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により住宅扶助を受けている場合で、住宅扶助基準額が当該家賃の額に満たないとき。
 - (2) 生活保護法の住宅扶助を受けていた者が、疾病等による入院加療のため住宅扶助の支給を停止されたとき。
 - (3) 入居世帯が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条に規定する市町村民税の非課税世帯に該当するとき。
 - (4) 入居世帯に前号の市町村民税の課税計算の基礎となる前年の各種所得の収入金額がないとき。
 - (5) 火災、震災その他災害により当該入居住宅が著しい損害を受けたとき。
 - (6) 火災、震災その他災害により著しい損害を受け、その災害による損害により多額の費用を要する場合に、その世帯の総収入からその費用を除いた額が当該世帯に応じた生活保護法の最低生活基準額相当の額以下と認められるとき。
 - (7) 入居世帯員が長期の療養により多額の療養費を要する場合に、その世帯の総収入からその費用を除いた額が当該世帯に応じた生活保護法の最低生活基準額相当の額以下と認められるとき。
 - (8) 入居世帯の生計維持者の死亡、失業又はその他入居世帯の責めによらない事由により収入が著しく低額となり、その収入が当該世帯に応じた生活保護法の最低生活基準額相当の額以下と認められるとき。
 - (9) 第6号、第7号又は第8号に掲げる事由により収入が低額となり、家賃算定基礎額の収入分位が現行の分位より下位となると認められるとき。
 - (10) 前各号に定めるもののほか、知事が家賃の支払いが困難で減免が必要であると認めたとき。
- 2 前項第6号から第8号までの生活保護法の最低生活基準額相当の額については、生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成25年5月厚生労働省告示第174号）による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）により算定した額とする。

(家賃の減免)

第3条 家賃の減額又は免除は、次に定めるところにより行う。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者については、当該認定家賃の額に満たない額に相当する額を減額する。
- (2) 前条第1項第2号に該当する者については、当該認定家賃の額を免除する。
- (3) 前条第1項第3号に該当する者については、当該認定家賃の額の4分の1に相当する額を減額する。
- (4) 前条第1項第4号に該当する者については、当該認定家賃の額の2分の1に相当する額を減額する。

- (5) 前条第1項第5号に該当する場合については、当該入居住宅が全損し使用が不能であると認めるときは免除とし、一部損壊により使用が不便であると認めるときは当該認定家賃の額から損害を受ける前の専用床面積から使用できなくなった床面積を除いた床面積を専用床面積として認定した場合における家賃の額を除いて得た額を減額するものとする。
- (6) 前条第1項第6号、第7号又は第8号に該当する者については、当該認定家賃の額から収入分位0ないし10パーセントの家賃算定基礎額で認定した家賃の額を除いて得た額及びその認定した家賃の額の4分の1に相当する額を減額する。
- (7) 前条第1項第9号に該当する場合については、当該認定家賃の額から下位となった収入分位で認定した家賃の額を除いて得た額を減額するものとする。
- (8) 前条第1項第10号に該当する者については、知事が必要であると認めた額を減免する。
- (9) 前各号の規定により減額を行った場合において、減額後の家賃の額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた額をもって減額後の家賃とする。

(家賃減額の期間等)

- 第4条** 家賃を減免する期間は、申請の日の属する月の翌月から同月以後の最初の3月31日までの間において1年間を限度とし行うものとする。ただし、必要があると認めるときは、この期間を更新することができる。
- 2 前項ただし書の規定に基づき期間の更新を受けようとする者は、減免の期間が終了する日の属する月の15日までに申請をしなければならない。

(家賃の徴収猶予)

- 第5条** 前条第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第6号、第7号又は第8号に相当する者のうち短期的に収入が回復すると認める者については、6箇月以内の期間で収入が回復するまでの期間において、当該入居者の家賃を徴収猶予することができる。ただし、第3条の減免を同時に受けることはできないものとする。

(届出義務等)

- 第6条** 家賃の減免を受けた者は、当該減免の理由が消滅したときは、速やかに高知県住宅供給公社に届け出なければならない。
- 2 家賃の徴収猶予を受けた者は、当該徴収猶予の理由が消滅したときは、速やかに高知県住宅供給公社に届け出なければならない。
 - 3 高知県住宅供給公社は、入居者から第1項及び前項の届出があったときは、内容を審査し、県に進達しなければならない。
 - 4 第1項又は第2項の届出があったときは、届出の日の属する月の翌月から減免を廃止し、徴収猶予を終了するものとする。
 - 5 前項の規定により減免を廃止された後の家賃は、減免前の家賃を徴収するものとする。
 - 6 第4項の規定により徴収猶予が終了した後は、徴収猶予を受けた額を知事の指示に従い納付しなければならない。

(減免の取消し等)

- 第7条** 虚偽の申請により減免の決定を受けた場合又は減免の理由が消滅したにもかかわらず、前条第1項の規定による届出をせず、引き続いて減免を受けた場合は、その決定を取り消し、当該決定により不当に受けた利益の5倍に相当する額以下の金額を返還させるものとする。

(徴収猶予の取消し等)

第8条 虚偽の申請により徴収猶予の決定を受けた場合又は徴収猶予の理由が消滅したにもかかわらず、第6条第2項の規定による届出をせず、引き続いて徴収猶予を受けた場合は、その決定を取り消し、直ちに徴収猶予額の全額を納入させるものとする。

(減免及び徴収猶予の手続)

第9条 第3条の規定による家賃の減免又は第5条の規定に基づく徴収猶予を受けようとする者は、別記様式第1号による県営住宅家賃減免（徴収猶予）申請書に次に掲げる書類を添えて高知県住宅供給公社を経由して県に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する場合にあっては、福祉事務所の発行する生活保護法による住宅扶助料を証明する書類
 - (2) 第2条第1項第2号に該当する場合にあっては、福祉事務所の発行する生活保護法による住宅扶助料が停止されたことを証明する書類
 - (3) 第2条第1項第3号及び第4号に該当する場合にあっては、世帯員全員の住民票、市町村の発行する市町村民税を証明する書類（市町村民税証明書又は市町村民税税額変更（減免）申請書等）及び年金又は給付金を受けている者は最近の受給額を明らかにする書類
 - (4) 第2条第1項第5号に該当する場合においては、公的機関が発行する罹災証明書及び被害を確認することができる書類
 - (5) 第2条第1項第6号に該当する場合においては、世帯員全員の収入を証明する書類を添付した収入申告書（以下この項において「収入申告書」という。）、公的機関が発行する罹災証明書及び当該災害により必要とされる費用を証明する書類
 - (6) 第2条第1項第7号に該当する場合においては、収入申告書、診断書及び当該療養により必要とされる費用を証明する書類
 - (7) 第2条第1項第8号に該当する場合においては、収入申告書及び当該事由を証明することができる書類
 - (8) 死亡の場合は収入申告書及び死亡診断書の写し、失業の場合は収入申告書及び離職票、その他の事由による場合は収入申告書及び当該事由を証明することができる書類
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類
- 2 県は、第3条の規定により減免の決定をしたときは、別記様式第2号による県営住宅家賃減免決定通知書により、決定しないときは別記様式第3号による県営住宅家賃減免不決定通知書により高知県住宅供給公社を経由して当該申請者に通知するものとする。
- 3 県は、第4条第1項に規定した期間が終了する者に対しては、別記様式第4号による県営住宅家賃減免期間終了通知書により高知県住宅供給公社を経由して当該入居者に通知するものとする。
- 4 第4条第2項の規定により減免の期間を更新しようとする者は、第1項による規定を準用し、別記第1号様式により高知県住宅供給公社を経由して県に申請するものとする。
- 5 県は、第5条の規定に基づき徴収猶予の決定をしたときは別記様式第5号による県営住宅家賃徴収猶予決定通知書により、決定しないときは別記様式第6号による県営住宅家賃徴収猶予不決定通知書により高知県住宅供給公社を経由して当該申請者に通知するものとする。
- 6 第6条第1項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第7号による県営住宅家賃減免事由消滅届を高知県住宅供給公社へ提出しなければならない。
- 7 第6条第2項の規定による届出をしようとするときは、別記様式第8号による県営住宅家賃徴収猶予事由消滅届を高知県住宅供給公社へ提出しなければならない。

- 8 県は、第6条第4項に規定した徴収猶予を終了した者に対しては、別記様式第9号による県営住宅家賃徴収猶予終了通知書により高知県住宅供給公社を経由して当該入居者に通知するものとする。
- 9 県は、第7条の規定により減免を取り消したときは、別記様式第10号による県営住宅家賃減免取消通知書により、高知県住宅供給公社を経由して当該決定者に通知するものとする。
- 10 県は、第8条の規定により徴収猶予を取り消したときは、別記様式第11号による県営住宅家賃徴収猶予取消通知書により、高知県住宅供給公社を経由して当該決定者に通知するものとする。
- 11 高知県住宅供給公社は、入居者から第1項及び第4項の申請があったときは、高知県営住宅等管理業務処理要領第20条の規定により内容を審査し県に進達しなければならない。

(適用除外)

- 第10条** 第2条又は第3条の規定にかかわらず、住宅の住替え又は移転を指示された場合に正当な理由なくこれに従わない者、模様替え（増築）、同居若しくは用途変更等の保管義務違反をしている者又は不誠実な滞納者等公営住宅法、条例及び高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を遵守しない者については、減免の対象者としなないことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、適用除外の要件を解消したときは、減免又は徴収猶予の対象者とみなすものとする。

(委任)

- 第11条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

平成 年 月 日

高知県知事 様

住 所
 県営住宅 団地 棟 号
 氏 名
 電話番号
 生年月日

県営住宅家賃減免（徴収猶予）申請書

下記の理由により家賃の減免（徴収猶予）を受けたいので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第15条の規定に基づき申請します。

家 賃	円（月額）					
希 望 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
入 居 家 族 ・ 入 居 者 及 び 同 居 親 族	氏 名	続柄	年齢	月 収	職 業	勤務先（電話番号）
		本人				
理由						
.....						
.....						
.....						
.....						
.....						

様式第2号（第9条関係）

県営住宅家賃減免決定通知書

第 号
年 月 日

県営住宅 団地 棟 号
様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった県営住宅家賃の減免について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 減免決定額（月額） 円
- 2 減免後の家賃（月額） 円
- 3 減免期間 年 月から 年 月まで

（注意事項）

入居世帯員の収入に増減があったとき及び家賃の減免を必要としなくなったときは、直ちに届け出てください。

様式第3号（第9条関係）

県営住宅家賃減免不決定通知書

第 号
年 月 日

県営住宅 団地 棟 号
様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった県営住宅家賃の減免について、下記の理由により不決定としましたので、通知します。

記

不決定の理由

様式第4号（第9条関係）

県営住宅家賃減免期間終了通知書

第 号
年 月 日

県営住宅 団地 棟 号
様

高知県知事

年 月 日付け 第 号で決定した家賃の減免は、下記の日付をもって期間が終了
しますので、通知します。

なお、引き続き減免が必要なときは、関係書類を添えて3月15日までに再申請手続きを行ってください。

記

減免期間 年 月から 年 月まで

様式第5号（第9条関係）

県営住宅家賃徴収猶予決定通知書

第 号
年 月 日

県営住宅 団地 棟 号

様

高知県知事

年 月 日付けで申請のありました県営住宅家賃の徴収猶予について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 徴収猶予決定額

徴収猶予前の家賃	徴収猶予決定額	徴収猶予中の家賃
月額 円	月額 円	月額 円

2 徴収猶予期間 年 月から 年 月まで

様式第6号（第9条関係）

県営住宅家賃徴収猶予不決定通知書

第 号
年 月 日

県営住宅 団地 棟 号
様

高知県知事

年 月 日付けで申請のありました県営住宅家賃の徴収猶予について、下記の理由により不決定としましたので、通知します。

記

不決定の理由

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所
県営住宅 団地 棟 号
氏名 印
電話番号

県営住宅家賃減免事由消滅届

年 月 日付け 第 号で決定された県営住宅家賃減免について、下記理由のとおり減免が必要でなくなったので届け出ます。

記

理由

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所
県営住宅 団地 棟 号
氏名 印
電話番号

県営住宅家賃徴収猶予事由消滅届

年 月 日付け 第 号で決定された県営住宅家賃の徴収猶予について、下記理由
のとおり徴収猶予が必要でなくなったので届け出ます。

記

理由

様式第9号（第9条関係）

県営住宅家賃徴収猶予終了通知書

第 号
年 月 日

県営住宅 団地 棟 号
様

高知県知事

年 月 日付け 第 号で決定しました家賃の徴収猶予は、下記の日付をもって期間が終了しますので、通知します。

徴収猶予終了後は、下記2の納入すべき家賃猶予額を下記3の納入計画により納入してください。

記

- 1 徴収猶予期間 年 月から 年 月まで
- 2 納入すべき家賃猶予額 円
- 3 納入計画

納 入 期 間	返 還 額
年 月 日～ 年 月 日	月額 円
年 月 日～ 年 月 日	月額 円

様式第10号（第9条関係）

県営住宅家賃減免取消通知書

第 号
年 月 日

県営住宅 団地 棟 号

様

高知県知事

年 月 日付け 第 号で決定しました県営住宅家賃の減免について、下記のとおり取り消しましたので、通知します。

なお、減免を遡及して取り消したときは、それ以降に減免を受けた期間の還付に要する金額を、下記3のとおり直ちに支払ってください。

記

1 取消理由

2 取消年月 年 月分から 年 月分まで

3 還付を要する金額 円

4 取消後の家賃 月額 円

様式第11号（第9条関係）

県営住宅家賃徴収猶予取消通知書

第 号
年 月 日

県営住宅 団地 棟 号
様

高知県知事

年 月 日付け 第 号で決定しました県営住宅家賃の徴収猶予について、下記のとおり取り消しましたので、通知します。

なお、徴収猶予を受けた期間の返還を要する金額を下記3のとおり直ちに支払ってください。

記

1 取消理由

2 取消年月 年 月分から 年 月分まで

3 返還を要する金額 円